

令和4年度 静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集
作成業務企画提案仕様書

1 適用

本仕様書は、「静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集作成業務」の企画提案に適用する。

2 業務の概要

静岡県内中小企業の脱炭素化への関心や取組を把握するための実態調査の実施及び県内中小企業の脱炭素化に係る先進・優良事例を取りまとめた事例集の作成。

3 契約期間

令和4年10月上旬頃（契約締結日）から令和5年1月20日（金）まで

4 業務内容等

(1) 実態調査

実施内容	受託者は、県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態を把握するための調査及び調査結果に基づく分析を行うものとする。 調査に当たっては以下に留意すること。 ・調査実施手法（調査票における郵送やインターネット方式等）については、各者の企画提案によるが、出来る限り回答率を高める手法を用いること。 ・回答率が低い場合の対応策についても提案すること。 ・必要に応じ、個別のヒアリング等も実施すること。 ・調査項目等の内容についても受託者において作成し、委託者と協議の上、実施すること。 ・調査には、調査票の回収、回収後のデータ入力等調査に係る全ての業務を含む。 ・調査には、別途委託者が実施するものも反映すること。 ・成果物の作成に当たっては、図やイラスト等を活用し、中小企業者にも分かり易いものとする。
調査対象企業	静岡県内に事業所を有する中小企業（1次産業を除く）
調査対象企業数等	1,000社以上 ・実施に当たっては、調査先リスト（企業リスト）を作成し、事前に委託者の承諾を得ること。
成果物の提出	上記実態調査結果について報告書（A4版）として取りまとめ、PDF形式及びパワーポイント形式等データ加工可能な形式の2形式で電子データ（USB）を2本提出すること。

(2) 事例集作成

内 容	(1)の調査等により把握・収集した脱炭素化の取組を先進的に行っている県内中小企業について、その取組等について事例集として取りまとめること。 実施に当たっては、以下に留意すること。 ・対象企業に対し、必ず訪問等によりヒアリングを実施すること。 ・事例集の作成に当たっては、東京都や横浜市の事例を参考に、イラストや写真等を多用し、中小企業者に分かり易いものとする こと。 ・1社当たり、見開き2～4ページにまとめること。 (参考) 東京都事例： https://www.tokyo-co2down.jp/seminar/type/text 横浜市事例： https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/guideline.files/guideline.pdf
対象企業	静岡県内に事業所を有する中小企業（1次産業を除く）
対象企業数等	10社程度 ・企業の選定に当たっては、事前に委託者の承諾を得ること。 ・企業の選定に当たっては、業種、地域に偏りがないように努めること。
成果物の提出	上記内容を紹介した事例集(A4版)を作成し、PDF形式及びパワーポイント形式等データ加工可能な形式の2形式で電子データ(USB)を2本提出すること。

(3) 成果物の著作権及び著作権

本業務に係る著作権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、すべて当財団に帰属するものとし、受託者は財団の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

5 業務実施体制等

受託者は、業務の円滑化のため、業務管理を行う責任者や業務従事者の役割分担等を定め、財団に報告するとともに、常にこの体制が機能するよう努めること。

6 業務実施状況報告

受託者は、適宜、財団への業務実施状況報告を行うほか、財団の要請に応じて随時報告を行うこと。

7 実績報告

受託者は、本業務の完了後、速やかに、業務の成果等を記録した実績報告書(様式は別途定める。)を作成し、財団に提出すること。

8 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務実施に必要と認められる場合については、財団と協議した上で、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

9 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た財団や企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年 10 月 25 日静岡県条例第 58 号）を遵守しなければならない。

10 その他

受託者は、事業完了後 5 年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、財団の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

本業務は、静岡県からの委託により当財団が実施する業務であることから、受託者は、契約締結後速やかに、事業者等を守り育てる静岡県公契約条例に基づく「労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書」を財団に提出すること。（業務の一部を再委託する場合は、再委託先から同誓約書を提出させ、その写しを財団へ提出すること。）

11 問合せ先

(公財) 静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センター 担当 川島

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1

電話：054-273-4437

(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

電子メール：innovate@ric-shizuoka.or.jp